

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(仙台市、秋田交通圏及び熊本交通圏)に係る審議(第6回)

1. 日 時

平成30年5月17日(木) 10時30分～10時40分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 石崎、柳瀬

4. 議事概要

- 事案処理職員から5月10日(木)及び5月15日(火)の討議を踏まえた答申案及び答申案に付す要望事項案について説明を聴取した後、審理の結果、特定地域の指定の期限について、仙台市及び秋田交通圏は平成30年6月1日から平成33年5月31日までの間、熊本交通圏は平成30年6月1日から平成31年3月31日までの間、延長することは適当である旨答申することとした。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。